



平成31年1月24日

各位

東京都中央区新川一丁目28番44号
アクリーティブ株式会社
代表取締役 社長 菅原 猛
(コード番号：8423 東証一部)
問合せ先 常務取締役 高山 浩
TEL 03-3552-8701

株式併合に関する補足事項について

平成30年12月20日に発表しました「株式併合並びに単元株式の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成30年12月20日付プレスリリース」といいます。）に関して、下記のとおり補足事項をお知らせいたします。

(補足事項)

支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

芙蓉総合リース株式会社（以下「芙蓉総合リース」といいます。）は、平成30年9月25日から平成30年11月6日までの30営業日を公開買付けの買付け等の期間とする当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。公開買付け者である芙蓉総合リースは、当社の親会社であるため、平成30年12月20日付プレスリリースにてお知らせした株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む当社を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成30年6月22日付当社コーポレート・ガバナンス報告書（その後の変更等を含みます。）内の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」で、「当社は親会社を有しておりますが、事業活動上の制約はなく、当社独自の経営判断により事業運営を行っております。なお、経営に関する意思決定等が親会社との間で恣意的に行われることはなく、これにより当社ひいては少数株主を害することはないと考えております。また営業上の取引を行う際は、第三者取引と同様に、取引内容及び条件は公正かつ適正な手続きを経て決定しております。」と記載しております。

本株式併合については、少数株主の利益を不当に害することのないよう下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」記載の措置を講じており、かかる対応は上記指針に適合しているものと考えます。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

平成30年12月20日付プレスリリース内「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本取引が支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、平成30年12月20日付プレスリリース内「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」「(ウ) 当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社、芙蓉総合リース及びドンキホーテホールディングス株式会社から独立した外部の有識者である高橋明人氏、後藤高志氏及び橋本卓也氏から構成される第三者委員会より、平成30年9月20日付で、本公開買付けは、当社の少数株主にとって特段不利益なものではないとする内容の答申書を入手しており、当該答申書は本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は本株式併合の承認に関しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。答申書の概要は、平成30年12月20日付プレスリリース内「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「(ウ) 当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照ください。

以 上